

## 2023年2月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

### I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2023年2月10日にウェブにて開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

### 2023年2月 ASAF 会議出席メンバー

#### (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Nishan Fernando
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Jae-Ho Kim
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Kathrin Schöne
フランス国家会計基準局 (ANC)	Vincent Louis
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Sven Morich
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Carlos Valle
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Armand Capisciolto
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Jim Kroeker

#### (IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

**2023年2月ASAF会議の議題**

議 題	予定 時間	実際 時間
国際的な税制改革 — 第2の柱モデルルール	120分	100分

**ASAF会議への対応**

- 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF対応専門委員会、IFRS適用課題対応専門委員会及び税効果会計専門委員会において検討を行った。

## II. 国際的な税制改革 — 第2の柱モデルルール

### 議題の概要

3. 本セッションでは、公開草案「国際的な税制改革 — 第2の柱モデルルール（IAS 第12号の修正案）」（以下「公開草案」という。）の提案に関する概要が説明され、ASAFメンバーの法域における第2の柱モデルルールの導入に関する情報の共有が行われた。また、公開草案の提案に対するASAFメンバーの質問についての質疑応答が行われた。
4. ASAFメンバーに対する質問事項は、次のとおりである。

### 第2の柱モデルルールの導入状況について

- (1) ASAFメンバーの属する法域において、第2の柱モデルルールの導入が見込まれているか。
- (2) 導入が見込まれている場合、モデルルールを導入する法制が制定（又は実質的に制定）されると見込まれる時期を含め、ASAFメンバーの法域における導入状況について。

### 公開草案の提案に関する質問

- (3) 公開草案の提案に関する質問

### ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

#### **（質問1及び質問2について）**

- (1) 我々の法域では2023年3月末までに国会で成立する見込みである。3月決算企業が過半数を占めており、2023年3月の決算に一時的な例外を適用することを強く希望している。(ASBJ)
- (2) 我々の法域では2022年末に法律が国会で可決され、2024年1月に施行される。しかし、法令の詳細を定める大統領による施行令が公布されていないことから、実務上は2022年12月末時点では実質的な制定に至っていないという結論を下したと聞いている。なお、大統領による施行令の公布は2023年後半の見込みである。(韓国)
- (3) 2023年3月の春の予算演説(Spring Statement)に織り込まれる見通しであり、その場合は2023年4月から7月の間で関連する法案が実質的に制定される可能性がある

る。法律の施行時期は 2024 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の可能性が高い。  
(英国)

- (4) 2023 年中に制定はされないと思われる。(EFRAG)
- (5) 協議されており、不確実性は高いが、2023 年度中に制定される可能性はある。(ドイツ、フランス)
- (6) 協議されているが、制定時期は未定である。(GLASS、カナダ)
- (7) 法域ごとに状況が異なる。OECD の枠組み自体に反対している法域もあれば、税率を引き上げる準備を進めている法域もある。(アフリカ)
- (8) 我々の法域の税務当局によれば、関連するプロセスの進行中であるが、その行方は不確実である。(中国)
- (9) 第 2 の柱モデルルールが対処しようとする課題について、我々の法域では数年前に国内法において法案(第 2 の柱モデルルールに対応するものではない。)の成立が行われたが、第 2 の柱モデルルールに関する我々の法域での対応がいつ行われるのかは不明である。(米国)
- (10) 今回の議論により、大半の法域ではまだ法令の制定段階にはなく進捗状況は各法域により異なること、また、特に日本においてこの問題が重要視されていることについて理解した。(IASB Barckow 議長)

### (質問 3 について)

- (11) 公開草案は 2 つのパートから構成されており、1 つは一時的な例外、もう 1 つは追加的な開示に関するものである。我々の理解では、一時的な例外は、IASB 理事のほとんどすべてが支持しており、当該部分はより早く最終化することができると考えられる。本 ASAF 会議でも一時的な例外を支持する声が聞かれていることから、国際的にも支持を得られると考えている。一方で、追加的な開示については、見解の相違があり、その最終化には時間がかかると考えられる。また、これら 2 つのパートは、発効日が異なるため、別々に最終化することは非常に理に適っていると考えられる。我々の質問は、提案を別々に最終化することが可能かどうか、また、可能でない場合はなぜ可能でないのか、ということである。(ASBJ)
- (12) ((11)の発言に関して) 個人的な見解ではあるが、本件を当初議論した際は、一時的な例外と追加的な開示をパッケージとして考えており、一時的な例外を適用した時点から、追加的な開示も必要であるということが議論されたと考えている。(IASB 理

事)

- (13) ((11)の発言に関して) 2つのパートの発効日が異なるのは、企業に対して、開示が求められている情報の準備をする時間を与えるためである。提案を2つに分けた場合、基準設定主体やエンドースメント機関においてプロセスが複雑になり、手間がかかる。(IASB 理事)
- (14) 公開草案第 88A 項において、例外を適用した旨を開示することが提案されているが、当該情報を開示しなければならない理由が明確ではない。(EFRAG)
- (15) ((14)の発言に関して) 繰延税金の認識に対する一般的な要求事項に対する例外が適用されているという点で重要な情報である。第2の柱モデルルールの影響を受けるのは、大規模な多国籍企業のみであり、当該企業においても、特定の事実や状況によっては、エクスポージャーがない場合もある。これらの状況を鑑みて、影響を受ける企業が第 88A 項の開示を行うことになる。(IASB スタッフ)
- (16) 公開草案第 88C 項(a)において「企業が営業を行っている法域において制定又は実質的に制定された、そうした法制に関する情報」の開示が提案されているが、すべての法域に関する情報を開示しなければならないのか。(EFRAG、ドイツ、中国、フランス)
- (17) ((16)の発言に関して) 企業が営業を行っているすべての法域に関する情報を要求しているわけではない。企業の特定の事実と状況を考慮し、どのような情報が最適かを判断することが重要である。(IASB スタッフ)
- (18) 公開草案第 88C 項(b)において、企業の平均実際負担税率の開示が提案されているが、当該情報について、法域ごとに分解した情報が求められているのか、その範囲が不明確である。また、開示要求の提案に含まれる会計上の利益について明確化が必要と考える。(EFRAG、ドイツ)
- (19) ((18)の発言に関して) すべての会計上の利益と税金費用を法域ごとに分解するのではなく、集約して情報を提供することになる。(IASB スタッフ)
- (20) 公開草案第 88C 項(b)において、会計上の報告目的のために、他の場合にはあまり使用しないような特殊な開示情報を準備しなければならない。開示の要求期間も税制の制定から発効までの短い期間となることを考慮しても負担が大きいのではないか。(ドイツ)
- (21) 公開草案第 88C 項の税制が発効する前の期間における目的を明確にすべきである。

(EFRAG、英国、ドイツ、フランス)

- (22) 公開草案第 88C 項(c)において、企業が第 2 の柱の法人所得税の支払の対象となる又はならない可能性がある法域の情報を求めているが、第 2 の柱モデルルール of 計算は非常に複雑であるため、当該情報は不確実性があり、利用者を誤解させる可能性がある。(中国、フランス)
- (23) IFRS のエンドースメントを行っている法域では、IASB が基準を公表してから法域でエンドースされるまでに一定の時間がかかるため、その間は基準を適用できない点に留意が必要である。(カナダ)
- (24) 特に個別財務諸表において、IAS 第 12 号の法人所得税の範囲となり、開示要求の提供が必要か不明確である。(EFRAG、フランス)
- (25) 税制が発効する前の期間における追加的な開示は、第 2 の柱の法人所得税が、まだ財務諸表に反映されていないものの、将来企業に追加的な支払いのリスクがあることを財務諸表利用者に示すという意味で重要な開示である。(IASB 理事)
- (26) 公開草案での情報開示については、国別報告書を要求しているわけではない。また、税金費用は非常に重要な費用項目であるため、公開草案では、将来キャッシュ・フローが大幅に変化する可能性があるという点で、将来的にどのようなリスクがあるかを示す情報の提供と、作成者に過度な負担にならないようにするためのバランスをとった提案をしている。緊急性の高い案件であるため、最も美しい開示や最も有益な情報を提供するためのものではない。(IASB Barckow 議長)

**(その他)**

- (27) コメント募集期間が 3 月 10 日までであることから、現在の計画では、4 月 11 日に臨時の IASB ボード会議を開催し、当該会議でコメントの内容を議論する予定である。また、その議論と審議の結果を受けて、すべて計画通りに進めば 5 月末までに最終基準を公表したいと考えている。(IASB スタッフ)

以上